

# 高砂市議会新型コロナウイルス感染症等対応指針

令和2年8月19日

## 1 趣旨

この指針は、市議会議員（以下「議員」という。）が行う、新型コロナウイルスの感染予防策並びに議員又はその家族が新型コロナウイルス感染症を発症した場合及び市域において新型コロナウイルス感染症が流行するおそれがある場合の高砂市議会の対応について定めるものとする。

## 2 新型コロナウイルスの感染予防策

議員は、次に掲げるところにより感染予防に努めるものとする。

- (1) 手指の消毒、手洗い及び咳エチケットの徹底
- (2) マスクの着用
- (3) 会派控室等の換気
- (4) 近距離での接触制限（電話、メール等の積極的な活用）
- (5) 定期的な検温等平常時における健康状態の把握
- (6) 不要不急の外出の自粛及び3密（密閉、密集、密接）の回避
- (7) 感染が多くみられる地域への移動の自粛
- (8) 海外渡航の自粛
- (9) 行動記録の作成（接触確認アプリ等の活用）

## 3 症状がある場合

- (1) 議員は、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅療養するものとする。
- (2) 議員は、議員又はその家族が次のいずれかに該当する場合は、議会事務局（以下「事務局」という。）を通し、議長に申し出るものとする。
  - ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある。
  - イ その他新型コロナウイルス感染症と思われる症状がある。

## 4 保健所等へ相談し医療機関を受診した場合

議員は、3（2）の場合で、保健所に相談し医療機関を受診したとき、又は議員若しくはその家族が検体を採取されたときは、直ちに、事務局を通し、議長に報告するものとする。

## 5 感染が判明した場合

- (1) 議員は、議員又はその家族の新型コロナウイルス感染症感染が判明した場合は、保健所等の指示に従い行動し、直ちに、事務局を通し、議長及び高砂市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）に報告するものとする。また、保健所等から連絡又は指示があった場合は、その都度、事務局に報告するものとする。
- (2) 感染が判明した場合は、事務局は、保健所等の指示等に従い、次に掲げる措置

を行うものとする。

ア 会派控室等の消毒

イ 当該議員へのヒアリング、行動履歴、行動経過等の把握、議員間及び事務局内等における濃厚な接触があったと思われる者の抽出並びに議長及び本部への報告

ウ 各会派代表者への状況報告

## 6 濃厚接触者とされた場合

議員又はその家族が保健所から濃厚接触者とされた場合は、保健所等の指示に従い行動し、直ちに、事務局を通し、議長に報告するものとする。また、保健所等から連絡又は指示があった場合は、その都度、事務局に報告するものとする。

## 7 議会の新型コロナウイルス感染症対応について

議長は、新型コロナウイルス感染症の対応を議会運営委員会に諮って開始し、又は解除するものとする。

## 8 本部及び市担当部局への対応について

本部が設置されたとき等議長が特に必要があると認めるときは、議長は、全議員にタブレット端末で情報提供を行い、以後は、次の措置をとるものとする。

(1) 議員は、緊急を要する場合を除き、直接、本部及び市担当部局への問合せ等を行わず、議員からの意見、要望、問合せ等については、タブレット端末で議長に集約する。

(2) 議長は、本部及び市担当部局から情報提供等がされた場合は、タブレット端末で全議員に伝達する。

## 9 議会運営等の感染症予防策について

議長は、次に掲げる事項について議会運営委員会等に諮って対応するものとする。

(1) 本会議及び委員会における理事者の出席

(2) 委員会の開催方法

(3) 傍聴者への対応

(4) その他必要な事項（感染防止のための環境整備等）

## 10 行政視察、研修会への参加及び議会選出議員の各種委員会等の出席について

議長は、議員の行政視察、研修会への参加及び議会選出議員の各種委員会等の出席について、状況を鑑みて議員に自粛又は欠席を要請することができる。

## 11 会議の開催について

議長は、必要に応じて議会運営委員会等を開催し、対応を協議することができる。

## 12 この指針の取扱いについて

この指針は、今後新たな感染症が発生した場合にも議長において同様の取扱いをできるものとする。